

山梨県選挙管理委員会告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年七月三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ る

選挙区名

三分の一の数

西八代郡・南巨摩郡

一五、一一六

中巨摩郡

五、二八二

南都留郡

一二、九四五

甲府市

五二、三六八

富士吉田市

一三、八五三

都留市・西桂町

九、八七六

山梨市

九、九五一

大月市

七、一七六

韮崎市

八、三七四

南アルプス市

一九、七八四

北杜市

一三、六二六

甲斐市

二〇、六七一

笛吹市

一九、四九七

上野原市・北都留郡

七、二三一

甲州市

九、〇八七

中央市

八、二七三